

独立行政法人国立高等専門学校機構の年度計画（平成28年度）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、平成26年3月31日付け25受文科高第2682号で認可を受けた独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）の中期目標を達成するための計画（中期計画）に基づき、平成28年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する事項

（1）入学者の確保

- ① 全日本中学校長会、地域における中学校長会などへの広報活動を行い、国立高等専門学校（以下「高専」という）への理解を促進するとともに、メディア等を通じ広く社会に向けて高専のPR活動を行う。
- ② 各高専における入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等の取組について調査し、その結果を共有する。
また、高専を卒業し産業界等で活躍する女性の情報等を盛り込んだ女子中学生向けのパンフレットの利活用を行うとともに、各高専における女子中学生対象の取組状況を調査し、その結果を共有する。
- ③ 広報パンフレット等については、ステークホルダーを意識した、各高専が広く利用出来るものとなるものを作成する。
- ④ 高専教育にふさわしい人材を的確に選抜できるよう、中学校教育の内容を十分に踏まえたうえで良質な試験問題を作成し、なおかつ正確で公正な試験を実施する。また、推薦選抜の出願資格について全高専共通の資格を設定する等、入学選抜方法の改善について検討する。
- ⑤ 各高専・学科における学力水準の維持及び女子学生等の受入れを推進するための取組及び志願者確保のための取組を調査し、その事例を各高専に周知する。

（2）教育課程の編成等

- ①-1 産業構造の変化や技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、本法人本部がイニシアティブを取って、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直しや学科再編、専攻科の充実等を検討する。またその際、個々の高等専門学校の地域の特性を踏まえ、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮する。
- ①-2 学科や専攻科の改組について、社会・産業・地域ニーズ等の把握に当たっては、法人本部がイニシアティブを取ってニーズ把握の統一的な手法を示し、各高専と検討する。
- ② 教育の改善に資するため、基幹的な科目である「数学」、「物理」に関し、学生の学習到達度を測定するための各高専共通の「学習到達度試験」を実施する。また、その試験結果について公表を行う。「英語」については、各高

専におけるTOEICの活用状況を調査し、その事例を各高専に周知する。「学習到達度試験」のCBT型移行について検討する。

- ③ 教育活動の改善・充実に資するため、在学生による授業評価の調査を実施し、教員にフィードバックする。
- ④ 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や高専のイメージの向上に資する「全国高等専門学校体育大会」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」、「全国高等専門学校プログラミングコンテスト」、「全国高等専門学校デザインコンペティション」「全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストを実施する。
- ⑤ 各高専におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動などの様々な体験活動のうち、特色ある取組およびコンテンツを各高専に周知する。

(3) 優れた教員の確保

- ① 各高専の教員の選考方法及び採用状況を踏まえ、高専における多様な背景を持つ教員の割合が60%を下回らないようにする。
- ② 長岡・豊橋両技術科学大学との連携を図りつつ、「高専・両技科大間教員交流制度」を実施する。
また、大学、企業等との任期を付した人事交流を実施する。
- ③ 各高専に対して、専門科目（理系の一般科目を含む）については、博士の学位を持つ者や技術士等の職業上の高度の資格を持つ者、一般科目については、修士以上の学位を持つ者や民間企業等における経験を通して高度な実務能力を持つ者など優れた教育能力を有する者の採用の促進を図り、専門科目担当の教員については全体として70%、理系以外の一般科目担当の教員については全体として80%をそれぞれ下回らないようにする。
- ④ 女性教員の積極的な採用・登用を推進するとともに、女性教員の働きやすい環境の整備を進める。
- ⑤ 教員の能力向上を目的とした各種研修について、研修講師への高等学校教員経験者や優れた取組を実践している者の活用や、ネットワークの活用などを図りつつ、企画・開催する。
また、地元教育委員会等が実施する高等学校の教員を対象とする研修や近隣大学等が実施するFDセミナー等への各高専の参加状況を把握し、派遣を推進する。
- ⑥ 教育研究活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。
- ⑦ 60名の教員に長期短期を問わず国内外の大学等で研究・研修する機会を充実するとともに、教員の国際学会への参加を促進する。

(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- ①-1 高専教育の質保証を推進するため、モデルコアカリキュラムの導入に基づく到達目標に対し、適切な授業設計に裏付けされたアクティブラーニング等による主体的な学習を推進し、ルーブリック等による到達度の評価方法

の構築を目指す。

- ①ー2 「高専学生情報統合システム」整備に向けて、統合データベースの自主開発、教務アプリ、入試アプリの開発を行う。
- ② J A B E E 認定プログラム等の更新を行うとともに、教育の質の向上に努める。
また、在学中の資格取得について調査し、各高専に周知する。
- ③ サマースクールや国内留学等の高専の枠を超えた学生の交流活動を促進するため、特色ある取組を各高専に周知する。
- ④ 高専教育における特色ある優れた教育実践例や取組事例を、総合データベースを活用して収集・公表することで、各高専における教育方法の改善を促進する。
- ⑤ 高等専門学校機関別認証評価を計画的に進める。
また、各高専の教育の質を保つために、評価結果及び改善の取組事例について総合データベースで共有する。
- ⑥ 各高専におけるインターンシップへの取り組みを産学官連携活動と組織的に連動することで、より効果的なインターンシップの実施を推進する。
また、企業と連携した教育コンテンツの開発を推進しつつ、「共同教育」を実施し、取組事例を取りまとめ、周知する。
- ⑦ 企業技術者や外部の専門家と協働した教育を実施するとともに、これらの教育のうち特色ある事例について各高専に周知する。
- ⑧ 理工系大学、とりわけ長岡・豊橋両技術科学大学との協議の場を設け、教員の研修、教育課程の改善、高専卒業生の継続教育などについて連携して推進する。また、長岡・豊橋両技術科学大学と連携・協働して「三機関が連携・協働した教育改革」を推進する。
- ⑨ 高専教育の特性を活かす、ICTを活用した教材や教育方法の開発を推進するとともに、開発した教材や教育方法を収集し、各高専において利活用を推進する。
また、ICT活用教育に必要となる各高専の校内ネットワークシステムなどの情報基盤について、整備計画に基づき調達に着手する。

(5) 学生支援・生活支援等

- ①ー1 各高専の学生支援を担当する教職員を対象とした学生のメンタルヘルスに関する講習会等を開催し、学生支援における理解を深めると共に人材育成を推進する。
- ①ー2 メンタルヘルス及び特別支援教育に係る各高専の取組について情報の共有化を図る。
- ①ー3 各高専の学生相談を担当する教職員の高専間又は外部との連携を推進する。
- ①ー4 経済情勢等を踏まえた上で、学生に対する就学支援、生活支援を推進する。
- ② 各高専の寄宿舎などの学生支援施設の実態調査とニーズ調査を実施し、その結果を踏まえた整備計画の見直しを実施する。当該整備計画に基づき、整

備を推進する。

- ③ 各高専に対して各種奨学金制度の積極的な活用を促進するため、高専機構HPに学生を対象とした奨学団体への情報を掲示する。

また、産業界等の支援による奨学金を適切に運用し、制度の充実を図る。

- ④ 各高専における企業情報、就職・進学情報などの提供・相談方法を含めたキャリア形成支援に係る体制、また高い就職率を確保するための取組を調査し、各高専における取組状況を把握し、その事例を各高専に周知する。
- ⑤ 商船学科における就職率を上げるための取組状況を把握し、その事例を各商船高専に周知する。

(6) 教育環境の整備・活用

- ①-1 施設・設備についての実態調査や施設管理に係るコスト等の調査を継続的に実施し、全学的な視点に立った施設マネジメントに基づいた整備計画の見直しを定期的に行う。

当該整備計画に基づき、産業構造の変化や技術の進展に対応した教育環境の確保、安全・安心対策や環境に配慮した老朽施設設備の改善を計画的に推進する。

- ①-2 施設の耐震化については、計画的に整備を推進する。
- ①-3 PCB廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づき、適切な保管に努めるとともに、計画的に処理を実施する。
- ②-1 学生及び教職員を対象に、常時携帯用の「実験実習安全必携」を配付するとともに、安全衛生管理のための各種講習会を実施する。
- ②-2 学生及び教職員を対象にした「実験実習安全必携」について見直しを行い、各高専の実態に即した利用を可能にする。
- ③ 男女共同参画に関する情報を適切に提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するための意識醸成等環境整備に努める。

2 研究や社会連携に関する事項

- ① 各種新技術説明会等の開催により、各高専における研究成果を発信する機会を設ける。また、各高専での科学研究費助成事業等の外部資金獲得に関する調査を実施し、好事例の共有と活用を行うことなどにより外部資金を獲得する。
- ② 研究成果を発表する各種機会を活用し、高専の研究成果について広く社会に公表する。また、地域共同テクノセンターや産学官連携コーディネーター等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングを推進する。
- ③ 知的財産講習会の開催や知的財産コーディネーターを活用することで、各高専の研究成果の円滑な知的資産化及び活用に向けた取り組みを促進する。
- ④ 産学官連携コーディネーターを活用し、高専のもつ技術シーズを地域社会に広く紹介するとともに、「国立高専研究情報ポータル」や産学連携広報誌等を用いた情報発信を行う。

- ⑤ 公開講座（理科教育支援を含む）の参加者に対する満足度のアンケート調査を行うとともに、特色ある取組およびコンテンツについては総合データベースを活用して各高専に周知する。

3 国際交流等に関する事項

- ①-1 公私立高等専門学校や長岡・豊橋両技術科学大学との連携を図りつつ、海外の教育機関との学術交流を推進し、在外研究員制度を活用し、教員の学術交流協定校への派遣を積極的に推奨することで交流活動の活性化を促すとともに、長岡・豊橋両技術科学大学と連携・協働して取り組む「三機関が連携・協働した教育改革」の一環として教員を海外の高等教育機関等に派遣し、教員のFD研修に取り組む。

さらに、国際協力機構の教育分野の案件への協力を進める。

- ①-2 海外への留学を希望する学生を支援するため、日本学生支援機構の奨学金制度を積極的に活用できるよう情報収集を行い各高専に提供する。また、全高専を対象に派遣学生を募集し、安全面に十分配慮した上で海外インターンシップを実施するとともに滞在期間を長くするなどの質的向上も目指す。
- ② 全高専による外国人学生対象の3年次編入学試験を共同で実施する。日本学生支援機構及び国際協力機構が実施する国内外の外国人対象の留学フェア等を活用した広報活動を行うとともに、留学生の受入れに必要な環境整備や私費外国人留学生のための奨学金確保等の受入体制強化に向けた取組を推進する。

さらに留学生教育プログラムの企画を行うとともに留学生指導に関する研究会等を更に充実させる。

- ③ 各ブロック等において、外国人留学生に対する研修等を企画し、実施する。

4 管理運営に関する事項

- ①-1 機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。
- ①-2 機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するための方策を引き続き実施するとともに、検証を行う。
- ② 各ブロック校長会などにおいて高専の管理運営の在り方について引き続き検討を進めるとともに、主事クラスを対象とした学校運営、教育課題等に関する教員研修「管理職研修」を実施する。
- ③ 更なる管理業務の集約化やアウトソーシングの活用などを検討する。
- ④-1 機構本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストを活用して、教職員のコンプライアンスの向上を行う。
- ④-2 各高専の教職員を対象とした階層別研修等においてコンプライアンス意識向上に関する研修を実施する。
- ④-3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化及び適切な内部統制を実施するとともに、教職員等との密なコミュニケーションを図り、教職員の職務の重要性についての認識の向上を図

る。

- ⑤-1 常勤監事の配置や監査体制の充実等、内部統制の充実・強化を推進する。また、時宜を踏まえた内部監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行うとともに、監事監査報告について中間報告を行う。また、各高専の相互監査を見直し、一層の強化を行う。
- ⑤-2 常勤監事を配置する。
- ⑥ 「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」及び「公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成26年2月18日改正）」を踏まえた各高専での取り組み状況を定期的にフォローアップすることにより、公的研究費等に関する不適正経理を防止する。
また、継続的に再発防止策等の見直しを行う。
- ⑦ 事務職員や技術職員の能力向上を図るための研修会を計画的に実施するとともに、国、地方自治体、国立大学法人、一般社団法人国立大学協会などが主催する研修会に参加させる。
また、職務に関して、特に高く評価できる成果が認められる事務職員や技術職員の表彰を行う。
- ⑧ 事務職員及び技術職員については、国立大学や高専間などの人事交流を積極的に推進する。
- ⑨ 各高専の校内ネットワークシステムシステムや高専統一の各種システムなどの情報基盤について、時宜を踏まえた情報セキュリティ対策の見直しを進める。
また、教職員の情報セキュリティ意識向上のため、必要な研修を計画的に実施する。
- ⑩ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画および年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び当年度特別に措置しなければならない経費を除き、一般管理費（人件費相当額を除く。）については3%、その他は1%の業務の効率化を行う。

また、各高専がそれぞれの特色を活かした運営を行うことができるよう戦略的かつ計画的な経費配分を行うとともに、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図る。

業務遂行の一層の効率化を図るため、財務内容・予算執行状況等の分析手法を検討する。

「調達合理化計画」については、フォローアップを適宜実施する。

III 予算（人件費の見積もりを含む、収支計画及び資金計画。）

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

共同研究、受託研究、寄附金、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に

積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。

2 予算

別紙 1

3 収支計画

別紙 2

4 資金計画

別紙 3

5 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

155億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

以下の土地等の譲渡に向けた手続きを進める。

- ・ 苫小牧工業高等専門学校錦岡宿舎団地
(北海道苫小牧市明德町四丁目327番37、236) 4,492.10㎡
- ・ 八戸工業高等専門学校中村団地
(青森県八戸市大字田面木字中村60) 5,889.43㎡
- ・ 福島工業高等専門学校下平窪団地
(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30) 1,510.87㎡
- ・ 福島工業高等専門学校桜町団地
(福島県いわき市桜町4-1) 480.69㎡
- ・ 長岡工業高等専門学校若草1丁目団地
(新潟県長岡市 若草町1丁目5-12) 276.36㎡
- ・ 富山高等専門学校下堀団地
(富山県富山市下堀字上大道割85番39) 596.33㎡
- ・ 石川工業高等専門学校横浜団地
(石川県河北郡津幡町字横浜イ137) 3,274.06㎡
- ・ 沼津工業高等専門学校香貫団地
(静岡県沼津市南本郷町14-27) 288.19㎡
- ・ 香川高等専門学校勅使町団地
(香川県高松市勅使町355) 5,606.00㎡
- ・ 有明工業高等専門学校平井団地
(熊本県荒尾市下井手字丸山768番) 247.75㎡
- ・ 有明工業高等専門学校宮原団地

- (福岡県大牟田市宮原町1丁目270番) 2,400.54㎡
- ・有明工業高等専門学校正山10団地
(福岡県大牟田市正山町10番) 292.76㎡
- ・有明工業高等専門学校正山71団地
(福岡県大牟田市正山町71番2) 284.39㎡
- ・佐世保工業高等専門学校瀬戸越団地
(長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1945番地17, 18, 19, 20, 21, 57) 2,081.75㎡
- ・都城工業高等専門学校年見団地
(宮崎県都城市年見町34号7番) 439.36㎡

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生
の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充
てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備についての実態調査や施設管理に係るコスト等の調査を継続的
に実施し、全学的な視点に立った施設マネジメントに基づいた整備計画の見
直しを定期的に行う。

当該整備計画に基づき、産業構造の変化や技術の進展に対応した教育環境
の確保、安全・安心対策や環境に配慮した老朽施設設備の改善を計画的に推
進する。

2 人事に関する計画

(1) 方針

教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種
研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。

(2) 人員に関する計画

常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、全体として効率
化を図り、常勤職員の抑制をしつつ、高専の学科構成並びに専攻科の在り方
の見直しなどの高度化・再編・整備の方策の検討に応じて教職員配置の見直
しを行う。

(別紙1)

平成28年度 予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	62,118
施設整備費補助金	1,114
国立大学財務・経営センター施設費交付金	758
自己収入	
授業料及入学金検定料収入	12,461
雑収入	643
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,390
計	79,484
支 出	
業務費	
教育研究経費	61,901
一般管理費	13,321
施設整備費	1,872
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,390
計	79,484

(別紙2)

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	80,271
業務費	69,949
教育研究経費	19,383
受託研究費等	1,608
役員人件費	85
教員人件費	33,410
職員人件費	15,463
一般管理費	4,618
財務費用	28
雑損	0
減価償却費	5,676
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	80,271
運営費交付金収益	59,196
授業料収益	10,390
入学金収益	943
検定料収益	334
受託研究等収益	1,608
寄附金収益	720
施設費収益	758
財務収益	0
雑益	646
資産見返運営費交付金等戻入	2,862
資産見返補助金等戻入	2,592
資産見返寄附金戻入	209
資産見返物品受贈額戻入	13
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

(別紙3)

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	83,811
業務活動による支出	74,532
投資活動による支出	4,891
財務活動による支出	548
翌年度への繰越金	3,840
資金収入	83,811
業務活動による収入	77,613
運営費交付金による収入	62,118
授業料及び入学金検定料による収入	12,461
受託研究等収入	1,608
寄附金収入	780
その他の収入	646
投資活動による収入	1,872
施設費による収入	1,872
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,326